

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成18年 2 月  
(第 2 回訂正分)

ウルシシステムズ株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売  
価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年2月10日に関東財務局  
長に提出し、平成18年2月11日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成18年1月17日付をもって提出した有価証券届出書及び平成18年2月1日付をもって提出した有価証券届出書  
の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,000株の募集の条件及びブックビルディ  
ング方式による売出し1,300株（引受人の買取引受による売出し1,000株・オーバーアロットメントによる売出し300  
株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成18年2月9  
日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新  
株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 2【募集の方法】

平成18年2月9日に決定された引受価額（601,250円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の  
引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当  
該引受価額と異なる価額（発行価格650,000円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込  
期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。  
当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は  
売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株  
式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格にかかる仮条件を投資家に提示し、株式にかかる投資  
家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

#### <欄外注記の訂正>

5. 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出  
しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、  
需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オー  
バーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出  
し）」をご覧ください。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「第3 募集  
又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご覧ください。

（注）5. の全文削除

#### 3【募集の条件】

##### (2)【ブックビルディング方式】

##### <欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「650,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「601,250」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）3.」を「1株につき650,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（550,000円～650,000円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された需要件数が多かったこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規公開株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、650,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は601,250円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格 (650,000円) と平成18年2月1日に公告した商法上の発行価額 (467,500円) 及び平成18年2月9日に決定した引受価額 (601,250円) とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額 (1株につき601,250円) は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
6. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。(略)
7. 新株式に対する配当起算日は、平成17年10月1日といたします。

(注) 7. の全文削除

#### 4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成18年2月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額 (1株につき601,250円) を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額 (1株につき48,750円) の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成18年2月9日に元引受契約を締結いたしました。

#### 5【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,110,000,000」を「1,202,500,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,091,000,000」を「1,183,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1. の全文削除

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,183,500千円については、オフィス拡充のための設備資金として103,000千円、プロダクトベース・ソリューション事業拡大のための研究開発資金として148,000千円、残額は運転資金として充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成18年2月9日に決定された引受価額(601,250円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格650,000円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「600,000,000」を「650,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「600,000,000」を「650,000,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

3. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

4. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (2) 【ブックビルディング方式】

#### <欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「650,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「601,250」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき650,000」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

#### 3. 元引受契約の内容

引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき48,750円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成18年2月9日に元引受契約を締結いたしました。

## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「180,000,000」を「195,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「180,000,000」を「195,000,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。

（注）5. の全文削除

## 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

### (2) 【ブックビルディング方式】

#### <欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「650,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき650,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、平成18年2月9日において決定いたしました。

### 第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 2 グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である漆原茂（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、300株について貸株人より追加的に取得する権利（以下「グリーンシュエオプション」という。）を、平成18年3月17日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、平成18年2月21日から平成18年3月14日までの間、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、当該株式数について、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。